

答 申 第 6 号

平成15年2月6日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会

会長 渡 邊 克 彦

仙台市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成14年8月21日付教学指第82号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第6号 「仙台市立大沢小学校評議員関係書」の一部開示決定に対する異議申立てについて

(別紙)

答 申
(諮問第 6 号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会(以下「実施機関」という。)の行った一部開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経緯及び趣旨

異議申立人(以下「申立人」という。)が仙台市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき、「大沢小学校の学校評議員制について」の公文書の開示を請求したのに対し、実施機関は「仙台市立大沢小学校学校評議員設置要綱」他を特定し、開示決定、一部開示決定及び非開示決定を行った。本件異議申立ては、これらの決定のうち「平成14年度仙台市立大沢小学校学校評議員名簿」及び「平成14年度仙台市立大沢小学校学校評議員について(推薦理由)」(以下「本件公文書」という。)に係る一部開示決定について、その取消しを求めたものである。

3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書に記載のとおりである。(別添1参照)

4 実施機関の説明

実施機関が行った一部開示決定についての説明は、理由説明書に記載のとおりである。(別添2参照)

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件公文書は、仙台市立大沢小学校の平成14年度の学校評議員の名簿及び推薦理由を記した文書であり、学校評議員の氏名、住所、電話番号、年齢などの情報が記載されている。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例第7条第2号は、個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため、特定の個人が識別され得るような形で個人に関する情報が記録されている公文書については、同号ただし書イ、ロ及びハに該当する場合を除き、開示しないこととする旨を定めたものである。

イ 本件公文書に記載されている情報のうち、非開示とされた学校評議員の住所、電話番号及び年齢については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであるから、条例第7条第2号本文の規定により非開示とすべき情報に該当すると認められる。

ウ ところで、条例第7条第2号においては、ただし書の規定により、「イ 法令等の規定

により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、**「口 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」**及び**「八 当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」**は公開しないことができる個人情報から除かれている。

本件公文書に記載されている情報のうち学校評議員の氏名については、「学校だより」等で公表されているものの、非開示とされた当該評議員の住所、電話番号及び年齢については、公表されていないため、ただし書イには該当しない。また、これらの情報が口に該当すると認めるべき事情もなく、八にも該当しない。

(3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 6 号)

年 月 日	内 容
平成14. 8 . 21	・ 諮問を受けた
14 . 10 . 16	・ 実施機関（教育局学校教育部教育指導課）から理由説明書を受理した
14 . 11 . 28 (平成14年度 第8回審査会)	・ 諮問の審議を行った
14 . 12 . 11	・ 異議申立人から意見書を受理した
15 . 1 . 15 (第9回審査会)	・ 諮問の審議を行った